

第6章

環境保全についての配慮事項

第6章 環境保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6-1 公的な計画及び指針との整合

埼玉県及び深谷市によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものは表 6-1-1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表 6-1-2(1)～表 6-1-2(2)及び表 6-1-3 に整理した。

表 6-1-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成 6 年 12 月条例第 60 号）
	埼玉県環境基本計画（第 4 次）（変更）（平成 29 年 3 月）
	埼玉県国土利用計画（第 4 次）（平成 22 年 12 月）
	埼玉県土地利用基本計画（平成 25 年 2 月）
	埼玉県 5 か年計画（平成 29 年 3 月）
	まちづくり埼玉プラン（平成 20 年 3 月）
	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）（令和 2 年 3 月）
	第 2 次埼玉県広域緑地計画（平成 29 年 3 月）
深谷市	深谷市環境基本計画（平成 30 年 3 月）
	第 2 次深谷市総合計画（平成 30 年 3 月）
	深谷市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）
	深谷市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月）
	深谷市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）（平成 26 年 3 月）

表 6-1-2(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例（平成 6 年 12 月 条例第 60 号）	<p>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・焼却施設は、排ガス対策として、ろ過式集じん機や有害ガス除去装置の設置等の適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・ごみの処理に伴って発生するプラント排水は施設内で再利用し、対象事業実施区域外への排水をなくすことで水質汚濁の防止を図る。
埼玉県環境基本計画（第 4 次）（変更）（平成 29 年 3 月）	<p>21 世紀半ばを展望した 5 つの新たな長期的な目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり ・限りある資源を大切に作る循環型社会づくり ・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・安心・安全な環境保全型社会づくり ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ることにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・廃棄物の処理に伴って発生するプラント排水は施設内で再利用し、対象事業実施区域外への排水をなくすことで水質汚濁の防止を図る。 ・焼却施設は、排ガス対策として、ろ過式集じん機や有害ガス除去装置の設置等の適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。
埼玉県国土利用計画（第 4 次）（平成 22 年 12 月）	<p>県内の国土利用に関して、ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の既存施設もある熊谷工業団地内へ設置を行うことで県土の有効利用を図る。 ・廃棄物の処理に伴って発生するプラント排水は施設内で再利用し、対象事業実施区域外への排水をなくすことで水質汚濁の防止を図る。 ・焼却施設は、排ガス対策として、ろ過式集じん機や有害ガス除去装置の設置等の適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。
埼玉県 5 か年計画（平成 29 年 3 月）	<p>県が目指す将来像と、平成 29 年度からの今後 5 年間に取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基本となる行政計画であり、分野別施策の体系「V 豊かな環境をつくる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続的発展が可能な社会をつくる <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に優しい社会づくり ・公害のない安全な地域環境の確保 ・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と共生する社会をつくる <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全と再生 ・川の再生 ・生物多様性の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ることにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・廃棄物の処理に伴って発生するプラント排水は施設内で再利用し、対象事業実施区域外への排水をなくすことで水質汚濁の防止を図る。 ・焼却施設は、排ガス対策として、ろ過式集じん機や有害ガス除去装置の設置等の適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。

表 6-1-2(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>まちづくり埼玉プラン (平成 20 年 3 月)</p>	<p>将来都市像を実現していくため、「安心・安全」「環境」を前提として、3 つのまちづくりの目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園との共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設は、排ガス対策として、ろ過式集じん機や有害ガス除去装置の設置等の適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。
<p>第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現に向け、循環型社会の形成を目指す方向性として、目標を達成するための 4 つの柱を掲げ施策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3R の推進 ・ 廃棄物の適正処理の推進 ・ 環境産業の育成 ・ 災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却前にも選別を行い再生利用が可能なものを取り除くとともに、焼却後も再生利用をできる限り行う。また、焼却により発生した熱を利用し発電を行うことで、3R の推進、廃棄物の適正処理の推進、環境産業の育成を図る。
<p>埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期） (令和 2 年 3 月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と部門別の緩和策が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】 2030 年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減する。</p> <p>【廃棄物、その他温室効果ガスの緩和策】</p> <p>①廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3R による廃棄物の減量化・再生利用の推進 ・ 太陽光パネルリサイクルの推進 ・ プラスチックごみの発生抑制 ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援 ・ 廃棄物系バイオマス等利活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却前にも選別を行い再生利用が可能なものを取り除くとともに、焼却後も再生利用をできる限り行い 3R の推進を図る。 ・ プラスチックごみを含む各種の廃棄物を受け入れ、廃棄物処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ることにより、低炭素社会の推進に貢献する。
<p>第 2 次埼玉県広域緑地計画 (平成 29 年 3 月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の将来像を実現するため、緑のネットワーク形成方針に基づいて、埼玉の緑を守り育てる。 ・ 都市における「身近な緑」の機能を今後、一層、県民が十分に享受できるようにする。 <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「緑の核（コア）」をいかす ・ 「緑の拠点（エリア）」をつくる ・ 「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ <p>【地形別の緑のあり方（低地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に緑地を設置し、「身近な緑」の確保に努める。 ・ 施設の外観に対して、周辺環境との調和を図り、良好な景観形成に努める。

表 6-1-3 計画等の内容と対象事業における配慮事項（深谷市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
深谷市環境基本計画（平成 30 年 3 月）	<p>目指すべき環境のすがたを実現するため、環境の保全・創造に関する 5 つの基本目標を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球への負荷が少ない低炭素なまちづくり ・資源を有効に生かす無駄の少ないまちづくり ・自然が守られるまちづくり ・健康で安全に暮らせるまちづくり ・協働で環境を守るまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却前にも選別を行い再生利用が可能なものを取り除くとともに、焼却後も再生利用をできる限り行い 3R の推進を図る。 ・プラスチックごみを含む各種の廃棄物を受け入れ、廃棄物処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ることにより、低炭素社会の推進に貢献する。
第 2 次深谷市総合計画（平成 30 年 3 月）	<p>2018～2027 年度の基本構想に対して、2018 年度～2020 年度の前期基本計画が策定されている。</p> <p>将来都市像を実現するためのまちのイメージ「4 安心とやすらぎを感じられるまち（暮らし・環境）」において、以下の事項が示されている。</p> <p>4-3 人と自然にやさしいまちづくり</p> <p>4-3-1 自然・生活環境の保全</p> <p>4-3-2 環境衛生の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴って発生するプラント排水は施設内で再利用し、対象事業実施区域外への排水をなくすことで水質汚濁の防止を図る。 ・焼却施設は、排ガス対策として、ろ過式集じん機や有害ガス除去装置の設置等の適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。
深谷市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）	<p>都市づくりの目標がしめされているほか、基本方向の 1 つに「安全・安心で持続可能な都市づくり」が示されている。</p> <p>また、工業系土地利用において、工業地区は「工業施設の分布や工業地域での配置を維持します」とされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却前にも選別を行い再生利用が可能なものを取り除くとともに、焼却後も再生利用をできる限り行い 3R の推進を図り、持続可能な都市づくりに貢献する。 ・当社の既存施設もある熊谷工業団地内へ設置を行うことで工業地域の有効利用を図る。
深谷市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月）	<p>ごみ処理基本計画の施策として、以下が示されている。</p> <p>I：3R の推進</p> <p>II：循環型社会づくりに向けた協働の推進</p> <p>III：適正処理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却前にも選別を行い再生利用が可能なものを取り除くとともに、焼却後も再生利用をできる限り行う。また、焼却により発生した熱を利用し発電を行うことで、3R の推進、廃棄物の適正処理の推進を図る。

6-2 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象地域

6-2-1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域(対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲)における指定状況を表 6-2-1-1(1)～表 6-2-1-1(2)に整理した。

対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域(銃)、地下水採取規制区域、都市地域、市街化区域及び景観計画区域に指定されている。

表 6-2-1-1(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業実施区域	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境 保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの 緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具 使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域		×	×	ラムサール条約	
登録簿に挙げられている 湿地の区域	×	×			
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	○	砂防法
	土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	×	河川法
	河川保全区域		×	×	
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法
×			×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
○			○	埼玉県生活環境保全条例	

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

表 6-2-1-1(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等
		対象事業 実施区域	周辺 地域	
土地利用 関連	都市地域	○	○	国土利用計画法
	市街化区域	○	○	都市計画法
	市街化調整区域	×	○	
	その他都市計画区域における用途地域	×	○	
	農業地域	×	○	国土利用計画法
	農用地区域	×	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農業振興地域	×	○	
	森林地域	×	×	国土利用計画法
	国有林	×	×	森林法
	地域森林計画対象民有林	×	○	
保安林	×	×		
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物等 (国指定・県指定・市指定・国登録)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	深谷市文化財保護条例
		×	○	熊谷市文化財保護条例
景観保全	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例・ 埼玉県景観計画

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

6-2-2 その他配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）には、表 6-2-2-1(1)～表 6-2-2-1(2)に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6-2-2-1(1) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無	
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	著しく環境が悪化し、又は悪化のおそれのある地域は分布しない。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存在する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、環境の保全対象となる施設や住居が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。	×	閉鎖性水域等は分布しない。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。	×	水道水源水域及び湧水池は分布しない。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に水田、農業用水路が分布する。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。	×	新たな土地の改変は行わない。
	重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。	×	重要な地形、地質は分布しない。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域は分布しない。
	生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。	△
原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。		×	生態系保護上特に重要な地域は分布しない。
動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。		△	周辺地域では、貴重な種の生息・生育空間が分布している可能性がある。

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

表 6-2-2-1(2) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等、埼玉県の原因風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。	×	傑出した自然景観等の景観資源は分布しない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に熊谷市指定の文化財（榎、いちいがし、いぬ桜）が存在する。
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	×	すぐれた自然の風景地は分布しない。
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場が分布する。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、国、県及び市指定の文化財が分布する。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。	○	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める計画とする。
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	○	温室効果ガス等の排出抑制に努める計画とする。
	温室効果ガスの吸収源整備に努めること。	○	温室効果ガスの吸収源整備に努める計画とする。

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

6-3 対象事業の立地の回避が困難な理由

6-3-1 対象事業実施区域において対象事業を実施することが必要な理由

埼玉県では、「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 ～廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して～（平成 28 年～令和 2 年）」が策定され、産業廃棄物の最終処分量の削減が目標として掲げられている。

産業廃棄物は、埼玉県内では排出量が減少しているが、国内では横ばいとなっている。再利用、再生利用の手法が確立され、最終処分量は減少しているが、最終処分場の残余容量及び残余年数は横ばいとなっている。一般廃棄物も同様な傾向で最終処分量の減少は喫緊の問題となっている。

廃棄物は、廃棄物の排出量を減らし、再利用、再生利用する量を増やし、最終処分する量を減らす必要がある。そのため、当社では再利用、再生利用に向けた選別や破碎等の事業を行ってきたが、さらに最終処分量を減らすために焼却施設の整備を計画した。焼却により最終処分する量は大きく削減するとともに、焼却で得られる熱により発電を行い、温室効果ガス排出量の削減にも寄与する施設となっている。

対象事業実施区域は、当社の中間処理施設がある工業団地内であり、施設を整備するために必要な面積を有しているとともに、当社の各施設の処理後の廃棄物の運搬に係る温室効果ガス排出量の削減できる。また、工業団地内のため、運搬車両の走行が可能な道路も整備されていることから排出事業者からの受入も効率よく行える適地として選定している。

対象事業は、以上のことから当該計画地で実施する必要がある。

6-3-2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

対象事業は、前項で示したとおり、対象事業実施区域は工業団地内であり、施設整備に十分な面積があり、当社の処理施設に近く、廃棄物処理を選別、破碎、焼却の処理を効率的に行うことができる場所である。

このような条件を備えた代替地を選定することは難しく、対象事業実施区域の変更は困難である。

6-4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6-2-1-1(1)、表 6-2-1-1(2)、表 6-2-1-2(1)及び表 6-2-1-2(2)に示した内容を考慮し、対象事業における影響の回避または低減措置について検討を行った。対象事業における影響の回避または低減措置は表 6-4-1 に示すとおりである。

表 6-4-1 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成段階までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮している事項及びその配慮方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	周辺地域に環境の保全対象となる施設や住宅があることから、これら保全対象となる施設や住宅への影響の回避または低減に努める。 周辺地域の水田、農業用水路等の保水機能への影響の回避または低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な種が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避または低減に努め、また、生息、生育空間の分断の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	周辺地域の自然環境、水辺や身近な緑等の地域住民が日常的に自然とふれあう場や国、県又は市指定の文化財への影響の低減または低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源として緑地を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源として対象事業実施区域内の緑化に努める。 温室効果ガス発生源対策として、高効率機器の導入、省エネルギー建築の促進に努める。	特になし

